

第 4 章 税 金

問題 1

次の設例にもとづいて、下記の各問に答えなさい。

〈設例〉

会社員の K さんが令和×2 年中に支払った医療費の金額および令和×2 年分の「給与所得の源泉徴収票(一部)」は、以下のとおりである。なお、「給与所得の源泉徴収票」において、問題の性質上、明らかにできない部分は×××で示してある。

<令和×2 年中に K さんが支払った医療費の金額>

・ K さんの入院治療費 150,000 円

上記はすべて医療費控除の対象となるものである。なお、K さんはこの入院について、医療保険から入院給付金 20,000 円を受取っている。

* 支払った医療費の金額と給与所得の源泉徴収票の記載以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

令和 ×2 年分 給与所得の源泉徴収																				
支払 を受ける 者	住所 又は 居所	東京都足立区 × ×										(受給者番号)								
												(個人番号)								
												(役職名)								
												氏名 (フリガナ) K								
種 別		支 払 金 額			給与所得控除後の金額			所得控除の額の合計額			源泉徴収税額									
		9,000,000			7,050,000			× × ×			× × ×									
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額			控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)			16歳未満扶養親族の数		障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数								
		老人			特 定			老 人		そ の 他		特 別								
有 従有		円			人 従 人 内			人 従 人		人 従 人		人 人 人								
※		0			1					1										
社会保険料等の金額				生命保険料の控除額			地震保険料の控除額			住宅借入金等特別控除の額										
1,156,900				× × ×			25,000													
(摘要) 妻N、子SとY																				
生命保 険料の 金額の 内訳		新生命 保険料 の金額			旧生命 保険料 の金額			介護医療 保険料 の金額		新個人年 金保 険料の 金額		旧個人年 金保 険料の 金額								
		200,000																		
住宅借 入金等 特別控 除の内 訳		住宅借入金 等特別控 除適用数			居住開始年 月 日(1回目)			住宅借入金等 特別控除区 分(1回目)		住宅借入金等 年末残高 (1回目)										
		円			年 月 日			円		円										
住宅借 入金等 特別控 除の内 訳		住宅借入金 等特別控 除可能額			居住開始年 月 日(2回目)			住宅借入金等 特別控除区 分(2回目)		住宅借入金等 年末残高 (2回目)										
		円			年 月 日			円		円										
(源泉・ 特別)控 除対象 配偶者		(フリガナ)			氏名			配偶者の 合計所得		国民年金保 険料等 の金額		旧長期損害 保険料の 金額								
		N																		
控除対象 扶養親 族		(フリガナ)			氏名			16歳未 満の扶 養親族		(備考)										
		S						1		Y										
								2												
								3												
								4												
未成 年者		外 国 人		死 亡 退 職		災 害 者		乙 欄		本人が障害者 特 別		寡 婦 特 別		勤 労 学 生		中 途 就 ・ 退 職		受 給 者 生 年 月 日		
																		就職 退職 年 月 日 明 大 昭 平 年 月 日		
																		○ 48 8 10		
支 払 者		個人番号又は 法人番号			住所(居 所) 又は 所在地			氏名又は名称			(右詰で記載してください。)									
					東京都千代田区 × ×			株式会社 M			(電話) 03-× × × ×-× × × ×									
整理欄																				

問1

Kさんが勤務先から受取った源泉徴収票から推定される次の記述のうち、もっとも不適切なものはどれか。

- 1) 妻Nさんの令和×2年分の合計所得金額は、48万円以下（年収で103万円以下）であると推定できる。
- 2) Kさんは、令和×2年分の所得税の年末調整にあたり、同年中に支払った地震保険料の合計額が50,000円であったことを証明する地震保険料控除証明書を勤務先に提出したと推定できる。
- 3) 子Sさんの令和×2年12月31日現在の年齢は、19歳以上23歳未満であると推定できる。

問2

仮にKさんが2つの会社から給与所得があった場合、Kさんの所得税の申告に関して最も適切なものはどれか。

- 1) 給与所得のみであれば、勤務している会社が年末調整を行うので、Kさん自身が確定申告を行う必要はない。
- 2) 2つの会社から給与所得があった場合、Kさん自身で確定申告を行う必要がある。ただし、通勤手当は非課税となるが、非課税の限度額は150,000円である。
- 3) 2つの会社から給与所得があった場合、Kさん自身で確定申告を行う必要がある。ただし、事前に「青色申告承認申請書」を税務署に提出していれば、青色申告特別控除を受けることができる。

問3

Kさんの令和×2年度分の医療費控除の金額は、次のうちどれか。

- 1) $150,000 \text{円} - 20,000 \text{円} - 100,000 \text{円} = 30,000 \text{円}$
- 2) $150,000 \text{円} - 20,000 \text{円} = 130,000 \text{円}$
- 3) $150,000 \text{円} - 100,000 \text{円} = 50,000 \text{円}$

問 4

K さんは、令和×2 年分の所得税の年末調整にあたり、同年中に新たに契約した生命保険に係る年間保険料の支払金額が 200,000 円であったことを証明する「一般の生命保険料控除証明書」を勤務先 M 社に提出している。M 社が年末調整を行った結果として、源泉徴収票の「生命保険料の控除額」の×××部分に入る金額は、次のうちどれか。なお、これ以外に生命保険料の支払はないものとする。

- 1) 40,000 円
- 2) 50,000 円
- 3) 240,000 円

問 5

源泉徴収票の住宅借入金等特別控除可能額には、住宅借入金等特別控除を受ける場合に金額を記入する。住宅借入金等特別控除に関して最も不適切なものはどれか。

- 1) 住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合、その年の合計所得金額が 3,000 万円以下であり、適用初年度は確定申告が必要となるが、2 年目以降は年末調整で控除することができるので確定申告は不要である。
- 2) 住宅借入金等特別控除の控除率は住宅ローン年末残高の 1% であり、控除期間は原則 20 年間である。
- 3) 住宅借入金等特別控除を受けるには、住宅の床面積が 50 m² 以上で床面積の半分以上の部分が自宅で居住するためのもので、住宅を取得した日から 6 ヶ月以内に居住し、適用を受ける各年の年末まで引き続き居住していなければならない。

問題2

次の設例にもとづいて、下記の各問に答えなさい。

〈設例〉

個人事業主のHさん(青色申告者)は、妻Tさんとともに長年飲食店を営んでいる。Hさんの令和×2年分の収入等に関する資料等は、以下のとおりである。

なお、不動産所得の金額の前の「▲」は、赤字であることを表している。

〈Hさんの家族構成〉

Hさん(65歳)：個人事業主

妻Tさん(60歳)：Hさんが営む飲食店の業務にもっぱら従事し、令和×2年中に青色事業専従者給与として102万円の収入を得ている。

長男Zさん(20歳)：大学生。令和×2年中の収入はない。

〈Hさんの令和×2年分の収入等に関する資料〉

事業所得の金額：500万円(青色申告特別控除後)

不動産所得の金額：▲100万円

国民年金および国民年金基金の年金額：100万円

*上記不動産所得の金額の計算上、必要経費のなかに土地等を取得するために要した負債の利子はない。

〈Hさんが令和×2年中に支払った社会保険料に関する資料〉

国民健康保険(介護保険料を含む)の保険料：423,780円

長男Zさんの負担すべき国民年金の保険料：180,300円

*妻Tさんと長男Zさんは、Hさんと同居し、生計を一にしている。

*家族全員、障害者および特別障害者には該当しない。

*上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

問 1

青色申告に関する以下の文章の空欄①～③に入る語句の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

- i) 青色申告をすることができる者は、不動産所得、事業所得または(①)を生ずべき業務を行う者である。
- ii) 青色申告の特典のひとつである青色申告特別控除の控除額は、事業所得者の場合、青色申告特別控除を控除する前の事業所得等の金額を限度に(②)または 10 万円であり、電子申告などの要件を満たすとプラス 10 万円の控除となる。
- iii) 不動産所得の赤字の金額があり、損益通算の規定を適用してもなお控除しきれない部分の金額(純損失の金額)が生じた場合は、一定の要件を満たせば、その損失額を翌年以後(③)にわたって繰り越して、各年分の総所得金額等から控除することができる。

- 1) ① 山林所得 ② 55 万円 ③ 3 年間
- 2) ① 山林所得 ② 65 万円 ③ 5 年間
- 3) ① 譲渡所得 ② 50 万円 ③ 3 年間

問 2

〈設例〉にもとづき、H さんが令和×2 年分の所得税において適用が受けられる所得控除の控除額の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

- 1) 社会保険料控除 423,780 円、扶養控除 380,000 円、基礎控除 380,000 円
- 2) 社会保険料控除 604,080 円、配偶者控除 380,000 円、扶養控除 630,000 円、基礎控除 380,000 円
- 3) 社会保険料控除 604,080 円、扶養控除 630,000 円、基礎控除 380,000 円

問3

Hさんの令和×2年分の総所得金額は、次のうちどれか。

- 1) 400万円
- 2) 500万円
- 3) 600万円

〈公的年金等控除額〉

納税者区分	公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
65歳以上	330万円以下	110万円
	330万円超 410万円以下	収入金額×25%+275,000円
	410万円超 770万円以下	収入金額×15%+685,000円
	770万円超 1,000万円以下	収入金額×5%+1,455,000円
	1,000万円超	1,955,000円